



人に学び・物に学び・自然に学ぶ

三室中だより

《学校教育目標》 令和8年度第3号 令和8年5月29日(金)発行
自ら学ぶ生徒の育成 心豊かな生徒の育成 健康でたくましい生徒の育成

さいたま市立三室中学校
〒336-0912 ばんば
さいたま市緑区馬場1-38-2
学校 048-874-2331
FAX 048-810-1125
相談室 048-876-1731
<http://mimuro-j.saitama-city.ed.jp>

互いを認め合い、支え合うために 校長 中村 篤

5月4日に行われた祇園磐船竜神祭には本校生徒も、竜の担ぎ手や縁日のお手伝いとして参加し、地域の一員として活躍しました。伝統行事に関わる中で、多くの生徒が充実感や達成感を味わい、地域の文化の中で自分たちが役割を果たすことの大切さを実感していました。こうした経験は、教室では得られない貴重な学びであり、これからも大切にしていきたいと考えています。

また、5月25日には体育祭を実施しました。練習の積み重ねを通してクラスの結束が高まり、本番ではどの生徒も真剣に競技に取り組んでいました。勝敗に関係なく互いに応援し合う姿には、大きな成長を感じました。当日は平日開催にもかかわらず、多くの保護者・ご来賓の皆様にご来校いただき、誠にありがとうございました。さらに、PTAの皆様には事前準備として校庭の除草作業や防砂ネットの設置を行っていただき、子どもたちが安全に活動できる環境を整えていただきましたことに、心より感謝申し上げます。

このように、学校生活では、人とのつながりの中で互いを認め合い、支え合うことが大切です。一方で、子どもたちは日々の生活の中で、人間関係に悩んだり、不安やつらさを抱えたりすることもあります。互いを認め合い、安心して過ごせる学校をつくるために、今回はいじめ防止についてお伝えします。

いじめは、どの学校でも起こりうる問題です。いじめ防止対策推進法では、「被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義しています。周囲には小さなことに見えても、本人にとっては深く傷つくことがあります。だからこそ、子どもの小さな変化に気づき、早い段階で対応することが大切です。本校では、いじめを隠すことなく積極的に認知し、事実確認を行いながら、早期発見と組織的な対応に努めています。また、被害生徒や保護者に寄り添うとともに、加害生徒に対しても、なぜその行動に至ったのかを考えさせながら丁寧に指導し、再発防止に取り組んでいます。

ただ、いじめの問題は決して単純ではありません。思いの行き違いや周囲の言葉によって、人間関係がさらに複雑になることもあります。そのため学校では、一つ一つの事案にしていねいに向き合いながら、子どもたちの思いや背景を受け止め、粘り強く対応していくことを大切にしています。

また、いじめをなくしていくためには、学校だけの力では十分ではありません。いじめ防止対策推進法では、「保護する児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導を行うこと」が保護者の責務として示されています。学校と家庭が同じ方向を向き、子どもたちを見守っていくことが大切です。

お子様の様子で気になることや心配なことがありましたら、どんな小さなことでも遠慮なく学校へご相談ください。学校・家庭・地域が力を合わせながら、子どもたち一人ひとりの成長をこれからも温かく支えてまいります。